

ぐんま緑の県民税の概要

群馬県では、私たちの生活に様々な恵みをもたらしてくれる豊かな森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため「ぐんま緑の県民税」を平成26年4月から導入することとしています。この概要についてお知らせします。

ぐんま緑の県民税の使い道

- 水源地域等の森林整備 〈想定事業費5.3億円／年〉(条件不利地の森林整備など)
- ボランティア活動・森林環境教育の推進 〈想定事業費0.2億円／年〉
- 市町村提案型事業等 〈想定事業費2.6億円／年〉(竹林の整備等)
- 制度運営に係る事業 〈想定事業費0.1億円／年〉

ぐんま緑の県民税のしくみ

区 分	個 人	法 人																
名 称	この税は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知活動に努めていきます。																	
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。																	
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																
年 間 の 納 税 額 （ 率 ）	年間 700円 なお、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災対策の財源を確保するため平成26年度から平成35年度まで500円が上乗せとなるため、平成26年度から平成30年度まで、ぐんま緑の県民税と合わせた県民税均等割額は2,200円となります。	資本金等の額により年間1,400円～56,000円 （県民税均等割の税額の7％相当額） （例）																
		<table><tr><td>資本金額</td><td>現行の 税 額</td><td>ぐんま緑 の県民税 (7%相当額)</td><td>上乗せ後 の税額</td></tr><tr><td>1千万以下 など</td><td>20,000円</td><td>1,400円</td><td>21,400円</td></tr><tr><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>800,000</td><td>56,000</td><td>856,000</td></tr></table>	資本金額	現行の 税 額	ぐんま緑 の県民税 (7%相当額)	上乗せ後 の税額	1千万以下 など	20,000円	1,400円	21,400円	↓	↓	↓	↓	50億円超	800,000	56,000	856,000
	資本金額	現行の 税 額	ぐんま緑 の県民税 (7%相当額)	上乗せ後 の税額														
	1千万以下 など	20,000円	1,400円	21,400円														
	↓	↓	↓	↓														
50億円超	800,000	56,000	856,000															
納 税 の 方 法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます。（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます）。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																
導入時期	平成26年度課税（平成25年度所得分）から	平成26年4月1日以降に終了する事業年度分から																
課税の期間	5年間																	
税収見込額	約8.2億円（個人：約6.6億円 法人：約1.6億円）※平年度ベース																	
使い道の 明 確 化	税収相当額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立て、使い道を明確にします。																	
内容事業の 検討・評価	県民等で構成する第三者機関を設置し、事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行います。																	
問合せ先	税の使い道など森林保全に関すること＝県庁林政課	税の仕組等＝県庁税務課																